

三郷サンサンハウスの「一般事業主行動計画」のおしらせ

厚生労働省は事業主が「次世代育成支援対策推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、子育て世代の労働者が職場と子育てを両立できる、働きやすい職場環境を整備するよう指導しています。平成23年4月1日からは従業員100人以上のすべての企業に計画策定とその公表及び従業員への周知が義務付けられます。

小規模事業の三郷サンサンハウスには義務付けられていませんが、従来から働きながら親として子として育児や介護ができるよう応援してきました。

そのような立場から、この計画も平成18年から計画を策定していました。

この度、平成28年2月1日～平成33年1月31日までの5年計画を作成しましたので、ホームページで公表いたします。

次世代育成支援に対する三郷サンサンハウス行動計画

平成28年1月25日作成

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるように、次のような行動計画を策定します。

1 計画期間 平成28年2月1日から平成33年1月31日までの5年間

2 内容

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

[目標1] 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

〈対策〉平成28年5月 事業所代表者会議で就業規則第23条「母性健康管理のための休暇等」に関する条文を周知・徹底する。

平成28年5月 社内報や新人研修で、就業規則の内容周知及び職場内の相談窓口（職業家庭両立推進者、保健委員等）を周知させる。

〔目標 2〕 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

〈対策〉平成 28 年 5 月 男性の育児休業を取得できることを周知させ、新入社員研修や職員研修で事業所の取り組みを知らせる

平成 28 年 5 月 出産前後の労働者の健康状態にあわせ、業務内容の軽減をはかる。また、この様な経験を各管理者が共有し、職場と家庭の両立推進し、働きやすい職場環境をつくる。

〔目標 3〕 育児休業を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための取り組みの実施

〈対策〉平成 28 年 5 月 対象職員が出た時は、育児休業者職場復帰プログラム基本計画に基づき各事業所毎に担当者を決め休業中の自宅学習を支援する。また、利用者・業務・職場環境の変化等の現状が把握できるよう援助し、休業後特に育児休業後の職場復帰意欲を促進する。

平成 28 年 5 月 育児休業後労働者が育児と仕事、家庭と職場の両立が出来るよう、業務内容を配慮する。全職員に、就業規則及び育児休業等に関する規則、並びに、育児休業取得促進事業実施計画について周知し、育児・介護休業取得者への理解を深める。

平成 28 年 5 月 産前の労働者の健康状態に合わせた業務の内容・時間に配慮すると同様、復職後の勤務時間の短縮等により、家庭・職場両立が円滑にできるように支援する。

〔目標 4〕 育児・介護休業法、労働基準法、雇用保険法、労働時間等見直しガイドライン等に基づく母体保護、子育て支援、家庭との両立支援等について、事業所全体が諸制度の研修と習熟に努める。

〈対策〉平成 28 年 5 月 社内報や各事業所会議で話合うしくみづくりや社内研修プログラムに組み込み周知する。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

〔目標 5〕 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

〈対策〉平成 28 年 5 月 事業所別の有給休暇の取得率の調査を年 2 回実施し公表し、取得率を上げる。

(3) その他の次世代育成支援対策に関する事項

〔目標 6〕 子供が保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子供参観日」
の実施

〈対策〉 平成28年5月 職員の子どもが保育所や学校が休みの時、職場に来て高齢の利用者と一緒にゲームやお話をする機会をつくる。

[目標7] 職員アンケートにより、労働者の家庭生活、子育ての実態や労働者の要求を把握し、労働条件の改善対策につなげていく

〈対策〉 平成28年5月 職員アンケート調査を行い、管理者会議で分析、対策に取り組む